

仕 様 書

件名	令和4年度 50号建物エレベーター保守点検役務	作成日	令和4年 1月 25日
		所 属	対馬駐屯地後支隊営繕班
		作成者	防衛技官 山根 嘉彦

1 総 則

本仕様書は、「令和4年度 50号建物エレベーター保守点検役務」について適用するものとする。

2 概 要

50号建物用エレベーターの保守点検を実施する。

3 実施場所

長崎県対馬市厳原町棧原38 陸上自衛隊対馬駐屯地

4 機種名等

メーカー名	機種名等	数量	点検回数	備考
オーチス・エレベーターサービス(株)	型 式 : P-9-C090(乗用) 積載量 : 定員9名(600kg)	1台	月1回	FM点検

5 実施期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

6 一般事項

- 請負者は、本件において火災予防、労働安全及び施設の保護に十分注意を払うものとし、施設に損傷を与えた場合、請負者の責任において復旧すること。
- 本仕様書に記載なき事項であっても軽微なものは請負者が実施すること。
- 保守点検実施日については、事前に担当官と調整すること。
- 保守点検完了後、現場の整理整頓及び清掃を実施すること。
- 保守点検完了後、作業報告書及び点検写真を提出すること。
- その他疑義が生じた場合は、担当官と調整の上実施すること。

6 特記事項

- 保守は、メーカーの規定する保守項目（機械室内環境状態、機械室各機器運転状況かご運転状況、かご内押しボタン、表示ランプ、かご内照明・意匠点検、外部連結装置、乗場押しボタン・表示ランプ、乗場意匠点検、ピット内環境状態、かご上環境状況、救出口ドアインターロック、上・下部リミットスイッチ、非常止め装置、ロープ、レール、耐震装置、戸開走行保護装置、電動機主回路用接触器点検、綱車、電磁ブレーキ、緩衝器、駆動部）により実施する。
- 故障の場合は、昼夜を問わず速やかに修理のための技術員を派遣すること。
- 保守にあたっての部品・消耗品等の取替の修理作業は、保守業者の負担とする。ただし、大規模な修理作業となる場合は、本件の範囲内とするか否か担当官と協議すること。